

鎌倉市環境共生施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の製造業等の持続的な発展を図るため、地域環境及び地球環境との共存・共生を図るための施設の整備を行う企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「企業等」とは、営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす企業等とする。

(1) 市内において、次に掲げるいずれかの業種を1年以上継続して営んでいること。

ア 製造業 日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に規定する大分類Eに分類されている事業をいう。

イ 情報通信業 日本標準産業分類に規定する大分類Gに分類されている事業をいう。

ウ 自然科学研究所 日本標準産業分類に規定する小分類711に分類されている事業をいう。

(2) 納期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助対象事業としない。

(1) 別表第1に定める事業のうち補助対象経費が20万円未満の施設を設置する事業

(2) 同年度内に当該事業について、市が実施する他の補助事業の補助を受けた事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項に定める補助対象経費は、市内の事業所に係る経費のみとする。

3 第1項に定める補助対象経費を外貨で支払った場合は、支払日の為替レートに基づき、日本円に換算し、補助金の額を算出することとする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鎌倉市環境共生施設整備費補助金交付申請書(第1号様式)に、別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる申請は、同年度内、各事業の各施設、各事業1回とする。

3 第1項に掲げる申請は、事業を着手する前に市長が別に定める期間内にしなければならない。

4 申請者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

らない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付について適否を決定して、鎌倉市環境共生施設整備費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業計画変更等)

第8条 環境共生事業等の補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容に変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合には、速やかに鎌倉市環境共生施設整備計画変更・中止申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定変更通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、その適否を決定して、鎌倉市環境共生施設整備費補助金変更等承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該申請に係る事業が完了したときは、鎌倉市環境共生施設整備実績報告書（第5号様式）に、別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助金額を確定し、当該補助事業者に対し、速やかに鎌倉市環境共生施設整備費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知するとともに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(準用)

第 14 条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助については鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和 41 年 2 月告示第 23 号）に定めるところによる。

(その他の事項)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第4条)

補助対象事業	内 容
環境保全施設	(1) 防音、防臭、防煙など、事業所周辺の生活環境への負荷の軽減を図るための施設及びこれに付随する設備 (2) 省エネルギー、汚水浄化など、地球環境への負荷の軽減を図るための施設及びこれに付随する設備
雨水活用施設	雨水を貯留し、水洗トイレの洗浄水や空調冷却塔への補給水、散水等に活用する施設で、有効貯水量 600 リットルを超えるもの（ただし、専ら防火用水を目的としたものを除く。）
太陽光発電施設	太陽電池モジュールを利用し、太陽エネルギーを電気に変換する設備で、その発電能力が 1 キロワット以上のもの

別表第2 (第5条)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
環境保全施設	当該施設の設置に要する費用	50%以内	300万円
雨水活用施設	当該施設の設置に要する費用	30%以内	100万円
太陽光発電施設	当該施設の設置に要する費用		当該施設の発電能力 1 キロワットにつき、10 万円を乗じて得た額とし、150 万円を限度とする。

別表第3 (第6条)

補助対象事業	共通添付書類	添付書類
環境保全施設	① 法人の場合は、登記事項証明書、個人の場合は事業所を証明する書類 ② 会社の経歴書又はこれに類するもの ③ 事業計画書 ④ 収支予算書 ⑤ 費用の内訳の分かる書類（見積書の写し等） ⑥ その他市長が必要とする書類	① 事業計画図（位置図、設計図、配置図等）
雨水活用施設		② 施設の概要及び性能を証する書類（カタログ及び仕様書等）
太陽光発電施設		③ 工事着手前の写真 ④ 施設整備に要する法令許可書等の写し（建築確認通知書等）

別表第4 (第10条)

補助対象事業	共通添付書類	添付書類
環境保全施設	① 収支精算書 ② 収支を証する書類（領収書の写し等） ③ 上記の書類が日本語以外の言語により記載されている場合、日本語による訳文 ④ その他市長が必要とする書類	① 契約書の写し ② 精算設計図（実施設計図と同一の場合は省略できる。） ③ 施工写真及び工事完成写真 ④ その他市長が必要と認める書類
雨水活用施設		
太陽光発電施設		